

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	公金（児童福祉施設入所負担金） 収納事務の私人委託	都道府県	佐賀県	
		提案事項管理番号	1011010	
提案主体名	佐賀県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	公金（児童福祉施設入所負担金）の収納事務について、私人への委託を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>児童が福祉施設に入所した場合、児童福祉法第 56 条第 2 項により、その保護者から負担能力に応じ負担金を納付してもらっている。</p> <p>納付方法は、保護者が県発行の納付書で指定金融機関等において払い込むことにより行っているが、納付率の低下に苦慮している。</p> <p>地方税ではコンビニ納付が導入され、納付率が向上していると聞いており、児童福祉施設入所負担金についても納付率の向上を図るため、コンビニ納付を検討している。</p> <p>一方、児童福祉法においては、市町村等の設置する保育所に係る保育費の徴収（児童福祉法第 56 条第 3 項）のみ、収入の確保及び保護者の利便性を考慮して政令で定めるところにより私人に委託できるようになっており（児童福祉法第 56 条第 4 項）コンビニ納付が可能とされている。</p> <p>そこで、児童福祉施設入所負担金の収納事務についても私人への委託が可能となるよう、関係法令の改正を提案する。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	3歳児以上の保育従事者の人員配置に関する要件緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1003010	
提案主体名	株式会社ポピンズ			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	3歳児以上の保育従事者の人員配置の要件を、50%は新設の「認定保育士」まで拡大させる。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>認可保育所において、3歳児以上の保育従事者の人員配置に関しては、50%は新設の「認定保育士※」による教育を認めるよう、要件を緩和する。</p> <p>※認定保育士とは、幼稚園教諭、小学校教諭、看護師、専門職（体操・音楽・美術・英語など）、保育ママ、ベビーシッターの有資格者をいう。</p> <p>【提案理由】（課題）</p> <p>保育所の定員や利用児童数は増加しているが、保育所の待機児童数は高止まりの状況にあり、その主要な要因のひとつとして保育士不足の問題がある。現在は認可保育所の保育者は、保育士に限られているが、幼保一体化・保育と教育の融合の観点から、多様なニーズに応えるスキルを持った保育人材を有効活用することにより、保育の質を担保しつつ、保育士不足の問題を緩和できる可能性がある。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	私立保育所における3歳未満児に 対する給食の外部搬入の実施	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1010030	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>公立、私立を問わず保育所の適切な運営を図るため、公立保育所が給食の外部搬入を認められている地域では、公立保育所だけでなく、私立保育所でも満3歳に満たない児童に対して給食の外部搬入を可能とすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所での外部搬入が特区で認められている中、私立保育所で認められていないのは、公立保育所とのバランスを欠く。また、乳幼児数の減少等により、自園調理が大きな負担となっている私立保育所にとっては、特区認定により、保育所運営の合理化に向けた選択肢が広がるため。 公立保育所での外部搬入実施により、現時点では乳幼児の健康等に影響を与えたなど明らかな弊害も生じていないのであるから、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価に係わらず、私立保育所でも給食の外部搬入を認めるべき。

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	短時間巡回型訪問介護サービスの普及促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	20分未満の身体介護における利用者要件の撤廃	都道府県	岐阜県	
		提案事項管理番号	1017010	
提案主体名	岐阜県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>日中（午前8時から午後6時まで）における利用者の基準について、下記対応を求める。</p> <p>①要介護1～2、または「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」についてランクB未満のものでも算定できるようにすること。</p> <p>②サービス担当者会議での判断、開催頻度による基準を撤廃すること。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>本県では平成22年度から2年にわたり、介護保険の対象外であった身体介護20分未満の短時間訪問介護サービスについて、県の委託事業としてモデル事業を実施してきた。要介護度にかかわらず、1日の生活リズムに合わせて必要なケアを必要なタイミングで提供するサービスを提供したところ、利用者からは「本人、家族ともに安心して生活ができる」「在宅で暮らしていく自信がついた」「利用者の自立度が高まる」などの声が聞かれた。</p> <p>また、モデル事業における利用者のうち要介護度1・2の軽度者の割合は約34%であったが、こうした軽度者については服薬確認などのサービスでその効果が確認された者が多い。</p> <p>さらに、モデル事業の中で短時間の訪問介護サービスが施設から在宅へという流れを促進する効果があること、昼間のケアをしっかりと行うことで深夜及び随時の訪問に対する要請はほとんどない状況になることなども確認している。</p> <p>現行制度上、20分未満の身体介護における利用者要件には費用負担を抑える狙いがあるものと考えられるが、必要なタイミングでサービスを受けることができない状況が多くあるなどの弊害が生じている。</p> <p>そこで本県では利用者要件の撤廃を提案し、本提案が、費用負担軽減に繋がるものであることを実証したいと考えている。</p> <p>なお、本提案については、事業者からも「業務の効率化が図られる」「介護技術のスキルアップができる」などのメリットがあげられているところである。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	短時間巡回型訪問介護サービスの普及促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	20分未満の身体介護における職員配置要件の撤廃	都道府県	岐阜県	
		提案事項管理番号	1017011	
提案主体名	岐阜県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
利用者又はその家族等からの連絡に対応する職員は、営業時間（午前6時から午後10時まで）中においては、当該事業所の職員が1人以上配置されてなければならない要件の廃止。（午前6～8・午後6～10時は、電話連絡等ができる体制であれば可とする。）
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>本県では平成22年度から2年にわたり、介護保険の対象外であった身体介護20分未満の短時間訪問介護サービスについて、県の委託事業としてモデル事業を実施してきた。その結果、実施事業者の約65%は営業時間外においても携帯電話等により連絡できる体制を整え、十分に対応できていたことが確認された。したがって、営業所に職員がいなくても24時間の連絡体制が整っていれば、サービス提供について特段の支障はないと考えられる。</p> <p>現行制度上、午前6時から午前8時まで、また午後6時から午後10時という時間帯に、職員配置を必要とすることは、新たな人件費が必要となることを意味するため、事業所の負担は大きく、事業参入の大きな足かせとなっている。</p> <p>なお、事業者からは参入障害として20分未満の身体介護における職員配置要件を上げる声が最も大きく、当該要件を撤廃することで事業参入が進み、さらには「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービス参入への足がかりになるものとする。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	介護福祉士実務者研修(6月研修)を実施する養成施設の実施主体の要件から法人であることを除外	都道府県	岩手県	
		提案事項管理番号	1013010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
介護職員の担い手不足がより深刻である被災地においては、介護現場における需給のアンバランス解消を図るため、介護福祉士実務者養成施設の実施主体の要件から法人であることを除外し、より多くの事業者が養成施設の運営に参入できるよう規制を緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現在、被災地において、失業者を対象に職業訓練を行い資格（訪問介護に関する2級課程、通称ホームヘルパー2級）を取得させ、就職に結びつけるという事業を行っており、内閣府復興支援型地域社会雇用創造事業にも選ばれております。</p> <p>一方で、被災地における介護職員の担い手不足は、要介護認定を受ける高齢者の急増と、介護職員の罹災や避難による離職という被災地ゆえの事情もあり、大変深刻な問題であり、介護職員が足りないことにより新設の介護施設が開業できない状態が続くなど、より高度な職業訓練を受けた労働者の確保は早急の問題であります。</p> <p>そこで、我々も被災地において介護福祉士実務者研修を実施したいのですが、実務者養成施設の実施主体の要件として、まず法人でなければならないとあります。実務者養成施設の許認可の要件については、あくまでも実務者研修の責任体制を明確にすることが本質であり、財政的、人材的な観点等から審査されるべきであって、単に法人格を有しないことにより許認可を与えられない事は合理的ではないと考えます。</p> <p>法人登記の有無に代わる要件として、例えば有料人材紹介事業と同様の判断基準を採用するなどにより、責任体制を担保しながら、より多くの事業者が運営に参入できる枠組みづくりをお願いしたい。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	介護福祉士実務者研修(6月研修)を実施する養成施設にかかる設置計画書及び指定申請書の届出期限の短縮	都道府県	岩手県	
		提案事項管理番号	1013020	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>介護職員の担い手不足がより深刻である被災地においては、介護現場における需給のアンバランスの早期解消を図るため、介護福祉士実務者養成施設の設置計画書及び指定申請書の届出期限を、現在の9か月前及び6か月前から、それぞれ3か月前及び2か月前とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現在、被災地において、失業者を対象に職業訓練を行い資格（訪問介護に関する2級課程、通称ホームヘルパー2級）を取得させ、就職に結びつけるという事業を行っており、内閣府復興支援型地域社会雇用創造事業にも選ばれております。</p> <p>一方で、被災地における介護職員の担い手不足は、要介護認定を受ける高齢者の急増と、介護職員の罹災や避難による離職という被災地ゆえの事情もあり、大変深刻な問題であり、介護職員が足りないことにより新設の介護施設が開業できない状態が続くなど、より高度な職業訓練を受けた労働者の確保は早急の問題であります。</p> <p>そこで、被災地において介護福祉士実務者研修の養成施設の指定申請を行うにあたっては、設置計画書の届出から指定を受けるまでの期間を短縮することにより、介護現場における需給アンバランスの早期解消を図っていただきたい。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医療型短期入所サービスを実施する指定短期入所事業所を医療法第7条の2に定める病床規制の例外とする特例	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1020010
提案主体名	東大阪市		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>病床数が基準病床数を超過している地域においても医療型短期入所サービスを実施する事業所が開設できるよう、医療法第7条の2で定める病床規制の例外として取り扱っていただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>医療的ケアが必要な重症心身障害児・者、またその介護を一手に担っている保護者の方々の地域での生活を支えるためには、医療型短期入所をはじめとする障害福祉サービスの提供体制の確保が欠かせません。</p> <p>東大阪市では2つの障害児・者向け施設を統合し、ライフステージに応じた総合的な支援ができる新たな障害児・者施設の建設を計画しており、その施設機能の一つとして、保護者のレスパイト機能として高いニーズがある医療型短期入所サービスの提供は必須であると考えています。</p> <p>しかしながら、医療型短期入所を実施する事業所の施設基準は、告示により病院若しくは有床診療所又は介護老人保健施設であることとされており、また、大阪府は医療法第30条の4第1項の規定により定めた「医療計画」における病床数が、府内全域において基準病床数を超過しているため、同法7条の2の規定により新たな病院を開設することは不可能であることから、結果的に府内において、医療型短期入所を実施する事業所を開設することは事実上不可能となっています。</p> <p>医療型短期入所は、障害福祉サービスとして専ら重症心身障害児・者等を対象としており、一般的な病院や診療所とは区別が可能であること、また医療法第30条の3に基づく「基本方針」第四.五にある「地域ケア体制を計画的に整備する」為にも、新たな施設において医療型短期入所サービスが実施できるよう病床規制の例外として認めていただきたい。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医療型短期入所サービスを実施する指定短期入所事業所の施設基準の緩和	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1020020
提案主体名	東大阪市		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>医師及び医療スタッフの配置等、実質的に病院と同程度の施設基準を満たしていれば、新たな指定短期入所事業所を開設できるよう、施設基準の緩和を認めていただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>医療的ケアが必要な重症心身障害児・者にとって、またその介護を一手に担っている保護者の方々の地域での生活を支えるためには、医療型短期入所をはじめとする障害福祉サービスの提供体制の確保が欠かせません。</p> <p>東大阪市では、2つの障害児・者向け施設を統合し、ライフステージに応じた総合的な支援ができる新たな障害児・者施設の建設を計画しており、その施設機能の一つとして、保護者のレスパイト機能として高いニーズがある医療型短期入所サービスの提供は必須であると考えています。</p> <p>しかしながら、医療型短期入所サービスを実施する事業所の施設基準は、告示により病院若しくは有床診療所又は介護老人保健施設であることとされており、また、大阪府は医療法第30条の4第1項の規定により定めた「医療計画」における病床数が、府内全域において基準病床数を超えているため、同法7条の2の規定により新たな病院を開設することは不可能であることから、結果的に府内において、医療型短期入所サービスを実施する事業所を開設することは不可能となっています。</p> <p>新たな施設において、医療型短期入所サービスを実施するため、医師及び医療スタッフの配置等、実質的に病院と同等の機能を有することを条件に施設基準の緩和を認めていただきたい。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	臨床研修医の定員枠の弾力化と人事配置権の規制緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1010010	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	臨床研修医の定員枠について都道府県が柔軟に対応できる制度とすること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行制度では、国が、都道府県全体の臨床研修医の定員枠及び個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠の決定を行っており、地域の実情に応じた柔軟な対応が困難。医師修学資金制度の仕組みが浸透して以降、へき地で勤務すべき医師は増えているにも関わらず、へき地に所在する臨床研修病院の受入定員枠も実績ベースで絞られているため、結果としてそういった病院に勤務させられないという相反した実情がある。そのためへき地における医師不足の現状については一向に改善の余地がない。</p> <p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>人口 10 万人当たりの医師数が全国平均を下回る都道府県にあっては、下記の提案を特例措置として認めていただきたい。</p> <p>①へき地に所在する臨床研修病院とそれ以外の地域の臨床研修病院とをグループ化して定員を設定、グループ内で循環型研修を行うことを可能にする。</p> <p>②当該定員を超えた希望者があった場合、その超えた部分については都道府県全体の定員枠の調整分として認める。</p> <p>都道府県全体の臨床研修医の定員枠の追加や個々の臨床研修病院の定員枠調整について、都道府県が地域実情や政策的必要性も勘案して決定できるようにすることにより、地域の医師不足の解消につなげることができる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	医師修学資金制度による養成医師 の人事権に係る規制緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1010011	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>都道府県が設けている「医師修学資金制度」により養成された勤務医師について、都道府県が地域の実情に応じて配置できるようにすること。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>現行制度では、国が、都道府県全体の臨床研修医の定員枠及び個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠の決定を行っており、地域の実情に応じた柔軟な対応が困難。医師修学資金制度の仕組みが浸透して以降、へき地で勤務すべき医師は増えているにも関わらず、へき地に所在する臨床研修病院の受入定員枠も実績ベースで絞られているため、結果としてそういった病院に勤務させられないという相反した実情がある。そのためへき地における医師不足の現状については一向に改善の余地がない。</p> <p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都道府県が設けている「医師修学資金制度」により養成された勤務医師については、都道府県が地域の実情に応じて配置できるよう、以下のとおり取り扱うことを可能とすること。</p> <p>①国が定める都道府県毎の臨床研修医定員枠の外枠として取り扱う。</p> <p>②国が定める個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠に加え、都道府県の裁量で医師不足地域の臨床研修病院に追加配分できるようにする。</p> <p>都道府県全体の臨床研修医の定員枠の追加や個々の臨床研修病院の定員枠調整について、都道府県が地域実情や政策的必要性も勘案して決定できるようにすることにより、地域の医師不足の解消につなげることができる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	非農林漁業者の農林漁業体験民宿 開業に係る旅館業法の規制緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1010020	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>過疎法に基づく過疎地域がある市町において、非農林漁業者（NPO法人など地域外の者も含む）が、農林漁業者が運営する農家民宿と同じ目的で、集落の農家等の協力を得ながら農林漁業体験民宿を開設するにあたり、市町が事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認し、宿泊者安全性等（消防・保健衛生）の確保ができると市町が認めたものについて、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認めること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ床面積が 33 m²未満であるとの理由だけで、衛生環境が確保できないとはいえない。非農林漁業者が空き家で農家民宿を運営する場合も、空き家の所有者が通常の維持管理を行うことに加え、当然、農家民宿に係る旅館業法及び県の条例の諸規定を遵守するため、現行の農家民宿と同様の必要な衛生環境は維持できる。 ・ 本特区提案の事業趣旨は、都市住民等が農山漁村に滞在し、集落の農家等の協力を得ながら農作業体験や農村の生活体験をする機会拡大であり、農林漁業者が体験民宿を運営するものと同様である。 ・ 豊岡市出石町奥山において、空き家を利用した農村生活体験施設を整備し、農作業体験や炭焼き体験などの受け入れ拠点とする予定。施設管理をNPO法人地域再生研究センターが行う予定。

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	社会福祉法人が無料職業紹介を行う場合の規制緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1010040	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人のうち、当該社会福祉法人の本部、及び法人が運営する社会福祉事業に対して、過去4年間に改善勧告以上の行政措置を受けていないと県が認めた法人が、同事業所の利用者を対象に無料職業紹介を行う場合は、国の許可を不要とし、届出のみにより実施することを認め、機動的に職業紹介を行えるようにすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<ul style="list-style-type: none"> 当該団体が就労移行支援事業所の利用者のために無料職業紹介を行う場合は、対象者が就労移行支援事業所の利用者限定されていることに加え、求職している障害者の利益に資する。 また、申請から許可証の発行まで数ヶ月を要する許可制から届出制に移行することにより、社会福祉法人が景気変動に応じた機動的な障害者の労働需給調整を行うことが可能になるとともに、許可を更新する必要がなくなることから、無料職業紹介所として安定した運営を行うことができる。

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	新医療ガイドランスのポータルサイト構想	
要望事項 (事項名)	インターネット上におけるセカンドオピニオン実施のための規制緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1019010	
提案主体名	ドゥラックアセットマネジメント株式会社			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>現行法では、医師による無診察治療等が禁止されているが、患者から同意を得る等一定の要件を満たした場合、インターネット上で、医師からセカンドオピニオンを得ることができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>インターネット上の先進医療のポータルサイトにおいて、現在治療中の患者が質問を寄せることで、医師からセカンドオピニオンを得られる仕組みをつくりたいが、現行では、医師法第20条（無診察治療等の禁止）によって、禁止されている。</p> <p>しかし、次のようなことから、規制緩和によって、インターネットにおけるセカンドオピニオンを行いたい。</p> <p>①対面で診察を受けると、緊張して覚えてない診断結果や専門用語なども、テキストが残るため、診断結果を再度見直すことができる。また、さらなる第三者の意見を聞くことで、様々な判断材料が増えるメリットがある。</p> <p>②匿名に近い状態で診察することによって、主治医との関係性を壊す事もなく、最善の治療法を探す事ができる。</p> <p>③医師側も、インターネット上で診断することが可能になれば、インターネット分野への進出も増える事になり、情報量が増え、更なる良循環が生まれるなどメリットが大きい。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	学校給食業務の民間委託	
要望事項 (事項名)	学校給食業務の民間委託に係る労働者への指揮命令権の適正化	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1015060	
提案主体名	愛知県教育委員会			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>学校給食業務の民間委託先の従業員に対し、委託元である自治体が直接指揮命令を行えるよう規制を緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>学校給食は学校の設置者（県・市町村）が実施することとされている（学校給食法）が、近年、各自治体では行財政改革等により、調理を始めとした給食業務について民間委託の導入を進めている。</p> <p>愛知県及び県内市町村では、平成 25 年度からは県立高等学校定時制課程における給食業務においても導入を行うなど、民間委託の拡大を進めているところである。</p> <p>多くの場合、設置者（県・市町村）の給食施設を使った業務委託の方法で行われるが、学校給食は各自治体の責任で実施するものであることから、食中毒・異物混入などの衛生管理の面や、献立作成の立場から調理方法の指導などの部分で、委託業者の従業員に対して一定の指揮命令は行わざるを得ない。</p> <p>具体的には、献立作成者の意図に沿った学校給食の出来栄（味・見た目）となっているかモニタリングをし、意図に沿わない場合は指導をしたい。</p> <p>また、安全な給食提供のために衛生管理が適切であるか、提出された作業工程票、作業動線図に問題がある場合の指導及び調理場内での作業内容に問題がある場合、危険を回避するために直接指導が必要となる。</p> <p>一方、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第 5 条・第 16 条・第 26 条等の規制により、自治体が委託業者の従業員に対して指揮命令を行うことは禁止されている。学校給食業務の民間への委託先に関しては、指揮命令を行うことを認めていただきたい。</p> <p>規制緩和によって、受託事業者の技術や経験のみに頼った業務委託ではなく、業務に対する委託自治体の適切な指導・アドバイスを加えることによって、より安全・安心かつ良質な給食を提供することができる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	「訪問介護員初任者研修生の海外からの受け入れ」	
要望事項 (事項名)	アジア諸国から訪問介護員の受け入れのための入国許可	都道府県	福岡県	
		提案事項管理番号	1002010	
提案主体名	株式会社インターアジア			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容
<p>アジア諸国からの訪問介護員（ヘルパー講座2級研修生⇒以後初任者研修生という）受け入れのための規制緩和。</p> <p>出入国管理及び難民認定法の規制によって、初任者研修生として入国することや、研修終了後実習生として働くことができない。</p> <p>これらを可能にするため、初任者研修生に対する在留資格の新設を要望する。また在留期間を介護施設での実習2年を含めて3年間としての規制改革を要望する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>【提案理由】2025年には介護職員は現在の1.5倍(250万人)が必要と見込まれ、今後13年間に100万人の介護職員の育成が必要とされている。</p> <p>介護労働者を供給する大学、専門学校、高校の福祉分野においては志願者がなく学部閉鎖が相次いでいる。</p> <p>一方アジア諸国からは介護先進国日本への期待が高い。</p> <p>日本のヘルパー講座は学問的にもカリキュラムの内容や体系的にもアジア諸国の介護研究者から高い評価を得ている。</p> <p>アジア諸国では日本のヘルパー講座で介護の基礎知識を学ばせたいとの要望が強い。</p> <p>日本が抱える深刻な介護労働力不足の現実とアジア諸国からの介護教育への熱い視線などを考えると規制改革によって介護研修生の受け入れは将来的にも双方にとって有意義なことである。</p> <p>福岡に限定した本特区提案が実現すればアジアとの連携強化を標榜している福岡県並びに福岡市としても極めて有意義なことである。</p> <p>【具体的事業の実施要領】アジア諸国から訪問介護員研修生を受け入れて、以下の要領で初任者研修を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予め現地面接により、日常会話などの日本語能力を判断し（日本語検定3～4級を目途）、研修生を選抜する。 ② 研修生は来日後1年間は「日本語」と「介護のための日本語」を受講した後「初任者研修講座」を受講する。 ③ 資格取得後日本の介護施設で2年間実習生（労基法に基づく介護労働者）として働く。 ④ 3年経過後は原則母国へ帰国する。 ⑤ 年間の受け入れ人数を100名以内とする。

09 厚生労働省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	愛知県内全ハローワークの県への 全面移管	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1015040	
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>職業安定法、厚生労働省設置法で定められた都道府県労働局の権限・所掌事務のうち、ハローワーク（公共職業安定所：愛知県内16か所全て）及び愛知労働局職業安定部（ハローワーク業務の統括部門）の事務について、愛知県に移管する。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>県内全てのハローワーク及びその統括部門である愛知労働局職業安定部の人員を含めた全ての機能と、県が持つ産業振興、人材育成、福祉などの機能を連携させ、効果的な雇用施策を推進する。</p> <p>具体的には、</p> <p>①県で造成した産業空洞化対策減税基金を活用した企業誘致、アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区などの産業競争力強化とリンクした、積極的な職業紹介の推進。</p> <p>②ものづくり愛知を支える職業訓練や専修学校・各種学校とハローワークを結合した、次世代成長産業指向の求職者スキルアップシステムの構築。</p> <p>③子育て支援、障害者福祉、NPO支援、多文化共生、地域活性化などの県施策との連携による求職者一人ひとりの状況に対応したきめ細かな総合支援。</p> <p>提案理由： ハローワークの機能と都道府県の各種行政機能を、知事の統一的な指揮のもと一体的に運用することで、雇用政策をより効果的に推進できる。</p> <p>ハローワークを統括している労働局は、都道府県単位で設置されているため、速やかな移管が可能である。</p> <p>特に、愛知県は産業競争力強化に強力に取り組んでおり、産業政策と雇用政策の一体的な実施の全国モデルとなり得る。</p>